



長野県報

11月29日(木)
平成30年
(2018年)
第3030号

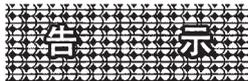
目次

告示

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・経営支援課)	1
保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(8件)(森林づくり推進課)	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(交通政策課)	5
家畜伝染病発生の届出(園芸畜産課)	5
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の策定及び縦覧(農地整備課)	5
都市計画案の縦覧(都市・まちづくり課)	5
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課)	6
特定調達契約に係る落札者の決定(10件)(道路管理課)	6
開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課)	8
特定調達契約に係る落札者の決定(教育政策課)	9
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課)	9



長野県告示第618号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成30年11月29日

長野県知事 阿部守一

長野市小島田町字野田沖41番1、41番2、42番、42番2、42番3、42番4、42番5、42番6、42番7、42番8、42番9、43番、44番1、44番2、45番、50番、80番1、80番2、85番1、92番2、93番2、95番3、95番4、95番9、96番2、97番、98番1、98番2、99番、100番1、100番2、100番3、100番4、101番、102番1、102番2、102番3、103番1、103番2、103番3、103番4、103番5、104番1、104番2、104番3、105番、106番1、106番2、107番1、107番4、107番5、110番2、110番3、110番4、111番、112番1、112番2、112番3、112番4、113番1、113番3、113番4、113番5、113番6、114番2、115番1、116番2、116番4、字紙屋沖1948番1、1949番8、1949番9、1949番10、1949番11、1949番12、1949番

13、1953番1、1953番3、1953番4、1953番5、1953番6、1954番1、1954番2、1954番3、1954番4、1960番1及び1961番

産業立地・経営支援課

長野県告示第619号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成30年11月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上田市腰越字天神原1188、1194の1、1217
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第620号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年11月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿智村浪合17の727、17の729から17の732まで、17の734、17の735、17の770から17の772まで、810の3、810の15、810の19から810の21まで、810の31、810の134、810の137
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第621号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年11月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡木曾町日義3890、4094から4096まで、4109の13、4109の14
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第622号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年11月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第623号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年11月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第624号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年11月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第625号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年11月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
安曇野市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、安曇野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
安曇野市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、安曇野市

(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第626号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年11月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
小県郡青木村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第627号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年11月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第628号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年11月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡豊丘村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
豊丘村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第629号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年11月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第630号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成30年11月20日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成30年11月29日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
株式会社光洋 ショッピング ラス	横浜市金沢区福浦1-5-1	松本市丸の内3-7 松本市役所本庁舎地下 1階 売店

会計課

長野県諏訪建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年12月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年11月29日

長野県諏訪建設事務所長 丸山 義廣

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 渋ノ湯堀線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市豊平字東嶽4734番の5879地先から 茅野市豊平字東嶽4734番の7682地先まで		旧	8.4~19.6	0.4100
同上		新	8.5~22.4	0.4036

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

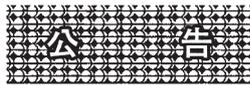
その関係図面は、告示の日から平成30年12月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年11月29日

長野県松本建設事務所長 藤 池 弘

- 1 路 線 名 寺村南松本停車場線
- 2 供用を開始する区間
松本市大字寿豊丘字道間557番の1地先から
松本市大字寿豊丘字道間555番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年11月29日

道路管理課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年11月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 落札に係る物品等名称及び数量
一般旅客自動車運送事業用大型ノンステップバス 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県企画振興部交通政策課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成30年7月18日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 長野日野自動車株式会社
(2) 所在地 長野市川中島町上水鉋553-1
- 5 落札金額
29,916,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成30年6月7日

交通政策課

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。

平成30年11月29日

長野県知事 阿 部 守 一

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発 生 年月日	患 畜・患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成30年11月14日	患畜	1	南佐久郡南牧村

園芸畜産課

公告

上田市における県営殿城地区赤坂上田換地地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成30年11月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 縦覧に供する書類
県営殿城地区赤坂上田換地地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成30年11月30日から平成30年12月28日まで
- 3 縦覧の場所
上田市役所

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年11月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称
佐久都市計画道路 3・3・3号原東1号線
佐久都市計画道路 3・3・37号佐久南インター線
佐久都市計画道路 3・4・25号取出中央線
- 2 都市計画を定める土地の区域
佐久都市計画道路 3・3・3号原東1号線